# 様式第9号(第7条関係)

# 登録物件概要

物件登録番号				小原-79							
物件所在地				築平町							
用途											
所有者の 希望条件				□ □ 居住用       □ 店舗等         □ □ 売却       □ 賃貸							
	帝皇帝 希望価格		□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □								
	契約交渉の形態		□ 図宅建協会による仲介 □直接契約								
	仲介手数料		売却 物件所有者、入居者ともに法定手数料内の金額								
	(税込)		賃貸   物件所有者								
	その他条件		_								
	構造		木造瓦葺平屋建								
空き家の状況	 土地の面積		1947.1 ㎡ 地目			宅地 境		見見 □済 □未			
	 建物の面積		176.09㎡ 建築時期		]			置 H4、車庫 H20、S48			
	間取		別紙間取図のとおり								
		電気		引込況		斉み		風呂		ガス	
	設	水道		上水道		トイレ		7.	水洗(洋式)		
	備	水処理		合併浄化槽		TV・ネット ケ		ケー	ーブル TV サービス区域		
		ガス		LP ガス			その他 –			-	
	家財等残存物			☑有(処分方法:買主が処分。家具、農具は使えるもの を残します。)□無							
	利用状況			年に数回程度利用							
	駐車場			☑有(複数台) □				<b>無</b>			
	補修の要否			否 補修する者 □物件所有者 □入居者						☑入居者	
	付帯物件			☑車庫(2 棟)  ☑物置 ☑田(2,909.1 ㎡) ☑畑(1,033.45 ㎡)  ☑山林、原野(38,414.59 ㎡)							
	ペットの可否			☑可 □否							
	その他		_								
規制区域等	土砂災害特別警戒区域			急傾斜地の崩壊			土	土砂災害警戒区域		急傾斜地の崩壊	
	山地災害危険地区		崩壊土砂流出危険地区			都市計画法					
	その他			<ul> <li>・自然公園法 愛知高原国定公園(第三種特別地域に該当)</li> <li>新築、増築等を行う場合は愛知県西三河県民事務所豊田加茂環境保全課にお問合せください。</li> <li>・裏山等の森林は地域森林計画対象民有林区域であるため伐採する場合は豊田市(森林課)にお問合せください。</li> </ul>							
事	☑非該当 □該当										
	支所			5.9 km	中学校		Τ	6.2 km		 学校	4.0 km
主要施設までの距離	こども園			6.6 km		<u> </u>		6.3 km		<u>- 1〜</u> 5署・出張所	12.6 km
		駐在所		4.1 km		停(基幹バス)	)	0.1 km			km

特記事項 別紙「特記事項」参照





全景



母屋



和室

和室



リビング





リビング



キッチン 洋室





トイレ



風呂



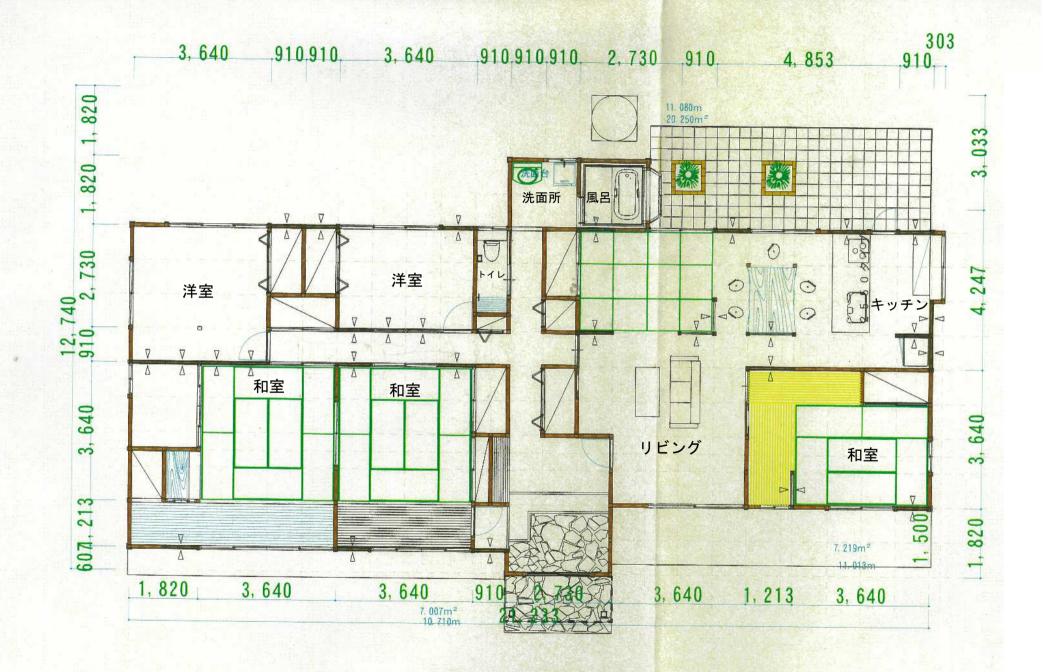
納屋と車庫

納屋





車庫



# 特記事項

物件の購入申込みにあたり、下記事項を必ずご確認ください。

## 1 売買物件

- □本物件は売買物件です。現状のまま引き渡します。定期的に換気はされております。
- □必ず現物を確認してください。

# 2 売買する土地の境界

□境界杭は入っておりません。

#### 3 建物の登記

- □居宅は登記されています。
- □他の物件は今後登記します。

# 4 空き家再生補助金

□今回が初回の登録であり再生補助金を申請できます。

#### 5 譲渡人の免責

- □本物件の売買にあたり、耐震診断、建物状況調査、石綿(アスベスト)使用調査、土壌汚染等の調査は行っておりません。
- □本物件は民家を現状のまま売買するものであり、構造耐力及び雨水の浸入防止 を始めとする安全性、居住性を保証するものではありません。

## 6 浄化槽の管理

□買主は浄化槽法に基づき、定期点検、汚泥の抜き取り、法定検査を実施する必要がありまのでご承知おきください。

#### 7 農地の取得

□農地は農家でない方でも10a未満は農地法3条の許可手続きを経て取得できます。10a以上の取得希望は農業委員会へご確認ください。また、農業委員会の現地確認により譲渡される物件が変わる可能性があります。

## 8 農林水産省岩倉取水口 地下用水管 別紙参照

□農地の一部に地下用水管が埋設されています。地上権が登記されており利用が制限されます。農地としての利用は問題ありませんが、農地以外の利用は事前に確認してください。また、宅地内も地下に用水管が埋設されています。地上権

の登記はされていませんが宅地内で新築、増築等を行う場合は事前に確認して ください。

・確認先 西三河農林水産事務所 岩倉管理所(0565-65-2126)

